

## 令和元年分政党交付金の変更決定等

令和元年7月21日に第25回参議院議員通常選挙が執行されたことに伴い、政党助成法の規定に基づき、政党交付金の交付を受けようとする8政党から、選挙基準日(※)現在における各政党の組織等に関する事項について届出がありました。

この届出に基づき、各政党へ交付すべき政党交付金の額について、本日、変更決定及び交付決定を行いました。

※ 通常選挙の期日の翌日又は当該選挙により選出された参議院議員の任期の初日のうちいずれか遅い日。

今回は任期の初日となる7月29日。

令和元年7月29日(選挙基準日)現在における政党の届出に基づく各政党への政党交付金の変更決定額及び交付決定額は、以下のとおりです。

## ○変更決定(継続して政党交付金の交付を受ける政党)

自由民主党	17,647,718,000円
立憲民主党	3,642,213,000円
国民民主党	5,101,777,000円
公明党	3,016,342,000円
日本維新の会	1,564,514,000円
社会民主党	375,319,000円

## ○交付決定(政党としての要件を満たすこととなった政党)

NHKから国民を守る党	69,831,000円
れいわ新選組	67,123,000円

(注1) 変更決定及び交付決定項目内それぞれの政党の記載順は、令和元年7月29日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順(同数の場合は五十音順)によるものです。

(注2) 令和元年分政党交付金の1回目の交付は4月19日に、2回目の交付は7月19日に、それぞれ行われています。

(注3) 変更決定に係る上記6政党の政党交付金については、政党からの請求に基づき、3回目の交付分として、変更決定額から4月及び7月の既交付額を控除した額の2分の1の額が10月18日に交付されます。

(注4) 新たに交付決定されたNHKから国民を守る党及びれいわ新選組については、上記交付決定額の2分の1の額が10月18日に交付されます。

(連絡先)

自治行政局選挙部政党助成室

担当：棚橋補佐、和出係長

電話：(代表) 03-5253-5111

内線 23192、23194

(直通) 03-5253-5582

(FAX) 03-5253-5583

(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

## 令和元年分政党交付金変更決定額等の増減

(単位:千円)

	政 党 名	変更決定額等 7月29日(選挙基準日)現在		当初決定額 1月1日(基準日)現在		増 減 額	
		(A)	比率(%)	(B)	比率(%)	(A) - (B)	増減率(%)
変更決定	自由民主党	17,647,718	56.05	17,894,911	57.21	△ 247,193	△ 1.4
	立憲民主党	3,642,213	11.57	3,230,110	10.33	412,103	12.8
	国民民主党	5,101,777	16.20	5,406,212	17.28	△ 304,435	△ 5.6
	公 明 党	3,016,342	9.58	3,005,487	9.61	10,855	0.4
	日本維新の会	1,564,514	4.97	1,357,627	4.34	206,887	15.2
	社会民主党	375,319	1.19	384,173	1.23	△ 8,854	△ 2.3
交付決定	NHKから国民を守る党	69,831	0.22	-	-	69,831	皆増
	れいわ新選組	67,123	0.21	-	-	67,123	皆増
	合 計	31,484,837	100.00	31,278,520	100.00		

(注1) 変更決定及び交付決定項目内それぞれの政党の記載順は、令和元年7月29日現在の各政党からの届出による所属国会議員数順(同数の場合は五十音順)によるものです。

(注2) 変更決定額等(A)と当初決定額(B)の合計が政党交付金予算額(約318億円)と異なるのは、当初決定額(B)については、平成31年4月26日に国民民主党と合併するために解散した「自由党」の1月から12月までの算定額分(約276百万円)及び令和元年6月5日に政党助成法上の政党要件を満たさない政治団体となった「希望の党」の1月から12月までの算定額分(約220百万円)が含まれていないことによるもの、変更決定額等(A)については、「自由党」の1月から7月までの算定額分(約161百万円)及び「希望の党」の1月から7月までの算定額分(約128百万円)が含まれていないことによるものです。